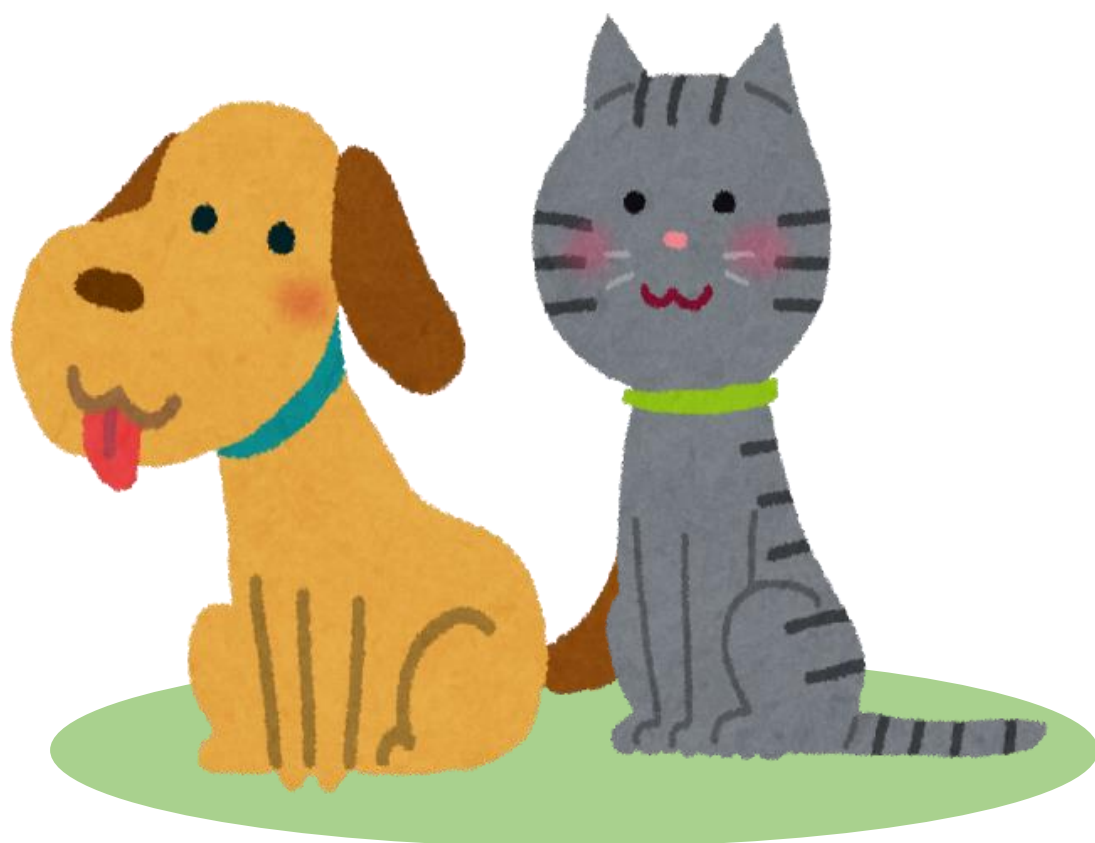


ペット避難受入れに関する ガイドライン

～災害に備えた心構え～



柏市動物愛護ふれあいセンター
柏市防災安全課
監修 東葛地域獣医師会

目次

1	はじめに	1
	ペットの定義	1
2	ペットの避難方法について	2
3	屋内避難によるペットの受入れができる施設	3
4	避難所におけるペットの飼育について	5
5	飼い主の役割	5
	<u>まとめ：飼い主具体の行動</u>	<u>8</u>
6	施設管理者及び避難所運営委員会の役割	9
	<u>まとめ：施設管理者及び避難所運営委員会の具体の行動</u>	<u>12</u>
	【資料編】	
資料1	ペット避難カード	15
資料2	ペット避難に係る備蓄一覧	16

過去に発生した大規模災害では、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態になり命を落としてしまったり、避難所でペットを受入れてもらえなかったために、自宅へ戻る途中で被害に遭ってしまうなどの事例が発生しました。

このことを踏まえ柏市では、ペット受入れ可能施設の確保、ペット避難に係る備蓄品の整備等、ペットと一緒に躊躇することなく避難できる仕組みづくりを進めています。

このような行政が実施する「公助」の他、「自助」（自分自身、家族の身の安全を守ること）や「共助」（近所や地域の人たちが協力して助け合うこと）による対応が、災害を乗り越える上ではとても大切です。

災害時においては、避難してきたペットの飼育を第三者が行うことは、特に困難になると思われます。また、動物が苦手な方や、アレルギーの方等、様々な理由で動物と一緒に過ごすことが難しい方も避難所に避難されてきます。動物に対して多様な価値観を持つ方々が「共助」の気持ちで支えあい、本ガイドラインを使って皆で少しでも安心して過ごせる避難所環境を、柏市と一緒に作っていただきたくお願いいたします。

本ガイドラインにおける「ペット」の定義

本ガイドラインにおける「ペット」とは、家庭で飼育している動物のうち、**犬や猫、ハムスターや小鳥などの「小型の哺乳類及び鳥類」を指します。**家畜として飼育される動物や動物販売業者が販売用として飼育している動物、特定動物*1や特定外来生物*2、及びこれらに類する動物は含みません。

なお、魚類、爬虫類、両生類、昆虫なども対象外とします。

特定動物*1：人に危害を加えるおそれのある危険な動物及びその動物との交配によって生まれた動物
<環境省 特定動物リスト>

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html

特定外来生物*2：生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生き物
<環境省 特定外来生物等一覧>

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

- ・ペットとの避難生活が長期化することも想定し、
屋内避難ができる**避難施設**を定めています。
- ・柏市の全ての避難所で屋外避難を受入れる体制を整えています。
(全ての避難所に、一時受け入れ用の備蓄品を備蓄しています。)

災害の種別や被害状況によって使用できる避難所が異なりますので、災害時には、「屋内避難によるペットの受け入れができる施設一覧」(P3)を確認のうえ、ペットと共に避難してください。

解説

屋外避難とは…直射日光や雨風を防ぐことができる避難所の屋外に定められた飼育スペースに避難すること。

屋内避難とは…避難所の屋内に定められた飼育スペースに避難すること。(飼い主とペットが同室で避難生活を送ることを意味するものではありません。)

なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬については、身体障がい者が生活するために必要不可欠な存在であることから、「身体障害者補助犬法」により、公共施設内での同伴が認められています。市内の避難所では、動物アレルギーの避難者への配慮をしつつ、補助犬と飼い主と一緒に過ごせるスペースを確保することとします。

注 意 点

以下に該当する場合にはペット避難をお受けできず、また避難所からの退所をお願いすることもありますので御注意ください。

- ・飼い主が制御できず、人に危害を加える可能性のある動物
- ・リードや飼育ゲージを持参しておらず放し飼いの状態でしか飼育できない動物
- ・普段から家庭で飼育していない動物
(例：野良犬、屋外で餌だけを与えている猫(野良猫、地域猫等))
- ・各避難所で定められた場所以外で飼育する場合
- ・各避難所で定められた飼育ルールを順守せず、他避難者の避難者生活を著しく害する恐れのある場合

3

屋内避難によるペットの受入れができる施設

災害時に屋内避難によるペットの受入れができる施設は、下表のとおりです。

原則として、ペットの飼育場所は避難者の居住スペースとは別の屋内スペースとし、人がペットと同室で避難生活を行うことは不可とします（補助犬は例外とします）。

なお、災害時には、下表すべての避難所が開設されるわけではありません。開設する避難所は、災害規模等に応じて柏市が決定し、市ホームページやメール配信サービス等にてお知らせいたします。

屋内避難によるペットの受入れができる施設一覧

KCとは…近隣センターの略称

No	コミュニティ エリア	施設名	災害種別による屋内避難可能施設			受入れ スペース	所在地
			自主避難	土砂災害	地震		
1	田中・柏の葉	田中中学校			○	1階 音楽室	大室249番地の9
2		田中 KC	○	○	○	1階 機械室	大室249番地の1
3		柏の葉中学校			○	図書室付近昇降口	十余2337番地93 中央405街区1
4	西原	西原中学校			○	1階 第1技術科室	西原六丁目13番1号
5		西原 KC	○		○	1階女子トイレ横 休憩スペース	西原三丁目2番48号
6	富勢	富勢中学校		○	○	2階 3学年室	根戸467番地の1
7		布施 KC	○	○	○	1階 放送室	布施1196番地の5
8	松葉	松葉中学校			○	3階 第二音楽室	松葉町三丁目14番地
9		松葉 KC	○	○	○	2階 会議室C	松葉町四丁目11番
10	高田・松ヶ崎	柏第五中学校			○	1階 技術科室	高田919番地の1
11		高田 KC	○	○	○	2階 会議室	高田693番地の2
12	豊四季台	柏中学校			○	1階 被服室	明原四丁目1番1号
13		柏第三中学校			○	1階 技術教室	篠籠田987番地の1
14		豊四季台 KC	○		○	1階 会議室C	豊四季台一丁目1番 116号
15	旭町	旭町 KC	○		○	1階 会議室B	旭町五丁目3番32号
16	新富	豊四季中学校			○	1階 技術室	豊四季287番地の7
17		新富 KC	○	○	○	2階 会議室ステージ	豊四季945番地の1

No	コミュニティ エリア	施設名	災害種別による屋内避難可能施設			受入れ スペース	所在地
			自主避難	土砂災害	地震		
18	柏中央	アミューゼ柏	○	○	○	1階 ホワイエ一角	柏六丁目2番22号
19	富里	富里 KC	○	○	○	1階 会議室の一部	富里二丁目4番4号
20	永楽台	永楽台 KC	○		○	2階 舞台袖控室	永楽台二丁目11番25号
21		柏第四中学校			○	1階 技術室	名戸ヶ谷一丁目6番8号
22	新田原	柏第二中学校			○	1階 技術室	弥生町6番6号
23		新田原 KC	○	○	○	1階 会議室 A	東柏二丁目2番15号
24	増尾	土中学校			○	1階 ポンプ室	増尾一丁目23番1号
25		中原中学校			○	1階 ワゴンルーム	中原1816番地の2
26		増尾 KC	○		○	2階 会議室 A	増尾三丁目1番1号
27	光ヶ丘	光ヶ丘中学校			○	1階 第2美術室	光ヶ丘四丁目23番1号
28		光ヶ丘 KC	○	○	○	1階 倉庫	光ヶ丘団地200番地の5
29	藤心	藤心 KC	○	○	○	2階 書庫	藤心四丁目1番11号
30	酒井根	酒井根中学校			○	1階 普通教室 (特別支援)	酒井根一丁目3番1号
31		酒井根 KC	○		○	2階 多目的ホール	酒井根653番地の4
32	藤心・南部	逆井中学校			○	武道場	逆井555番地
33	南部	南部中学校			○	1階 視聴覚室	南増尾六丁目16番1号
34		南部 KC	○	○	○	1階 ロビー	新逆井二丁目5番13号
35	風早北部	沼南 KC	○	○	○	2階 非常口前通路	大島田440番地1
36		風早中学校			○	2階 多目的室	塚崎1319番地
37		大津ヶ丘中学校			○	1階 PTA 会議室	大津ヶ丘一丁目25番地
38	風早南部	高柳 KC	○	○	○	2階 会議室 A	高柳1652番地10
39		高柳中学校			○	1階 地域ルーム	高南台一丁目1番地1
40	手賀	手賀東小学校		○		2階 理科教室	手賀479番地7
41		手賀中学校			○	1階 機械室	柳戸690番地
42		手賀 KC	○	○	○	1階 会議室 A	柳戸511番11

※以上に記載されていない避難所については、地域の避難所運営委員会*との協議や申し入れ等により追加・変更することがあります。

避難所運営委員会*：平常時から避難所の開設や運営方法等の話し合いを行い、また災害時には、避難所の運営に関わる避難者や施設管理者により構成される組織のことをいいます。

4

避難所におけるペットの飼育について

災害時は、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本であり、避難所におけるペットの飼育は、飼い主とペットが別の場所で生活しつつ、飼い主自らが責任を持って行うことを原則とします。

また避難所には、動物アレルギーがある人、幼い子供など沢山人々が集まりますので、人とペットは別の場所で生活し、周りの人に十分配慮し、飼い主同士でも助け合い、ペットの飼育のルールを守りましょう。

※ペットの飼育スペースを含む避難所敷地内では、いかなる理由があっても放し飼いはできません。他の避難者やペットに接触することがないように必ずリードでつなぎ止めるか、ケージ等に入れて飼育して下さい。

5

飼い主の役割

■ 平常時

災害時、飼い主の皆さんと大切なペットへの被害を最小限にするため、また避難所でのトラブルを回避するためにも、次のことを平常時のうちに行っておきましょう。

(1) 避難先の確保

災害時の飼育スペースとして、市の避難所だけでなく、親戚や知人宅なども預け先の選択肢として検討しておきましょう。

(2) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難先でのペットの飼育に必要な物は、あらかじめ飼い主が確保、備蓄しておく必要があります。また、避難用の備蓄品をはじめ、普段と異なる環境で過ごすペットが少しでも安心できるよう、日頃から慣れている物をいつでも持ち出せる状態にしておきましょう。

参考：備蓄しておくよいペット用品

No	品名	No	品名
1	ペットフード(5日分[できれば1週間分])	8	オムツ
2	飲料水(5日分[できれば1週間分])	9	ペットの健康手帳(ワクチン接種歴等が分かるもの)
3	キャリーケース又はケージ	10	常備薬
4	首輪	11	その他 (タオル, ブラシ, 使い慣れたおもちゃ)
5	リード		
6	ペットシート	12	ペットのプリント写真
7	排泄物の処理用具	13	食器

(3) ペットのしつけ

災害時の避難や避難生活は、ペットにとっても非常に大きなストレスになることや周りの人への十分な配慮が必要です。日ごろからの基本的なしつけや健康管理などが災害時の為の大切な準備であり、最も有効な災害対策となります。

災害に備えた日ごろからの準備の例

< 飼い主の責任 >

- 一緒に連れて行けますか？(適正な飼育頭数，猫は室内飼い，不妊去勢手術を済ませる)
- 身分を示すものを付けていますか？(マイクロチップの挿入，鑑札・注射済票の装着)

< 社会化としつけ >

- 人や動物に慣らしておく 様々な音や物に慣らしておく
- ケージやキャリーに入ることに慣らしておく (クレートトレーニング)
- むやみに吠えないようにしておく 体のどこにでも触れるようにしておく

< 健康管理 >

- 狂犬病予防接種 (犬) 犬フィラリア症の予防 混合ワクチンの接種
- ノミ・ダニや寄生虫の駆除と予防



■災害時（避難所で生活する場合）

(1) 各避難所のルールに従ったペットの管理

各避難所でのペットの受入れにあたっては、災害の規模や施設の大きさ、被災者の数などの状況によりルールが都度変わることもあります。また、避難所では鳴き声や吠え声、他人を怖がる、咬む、臭いや抜け毛などがトラブルの原因になります。避難所でペットを飼育する際は、「避難所におけるペット飼育のルール(例)」(P14)を常に確認し遵守してください。

(2) 飼い主同士の協力

ペットと一緒に避難してきた飼い主が複数いる場合、飼い主同士が協力し役割分担を行いながら、飼育スペースの管理やペットの飼育を行ってください。

負傷等によりペットの世話ができない飼い主がいた場合には、他の飼い主が協力してペットの飼育を行うようにしましょう。

(3) 「飼い主の会」の結成

避難生活が長引く（避難所開設から概ね3日間が経過）場合、不慣れな環境の中で大切なペットを守りつつ、ペットを飼育しない人との調和を図るため、避難所内の飼い主によって構成される「飼い主の会」を立ち上げることにします。避難所で飼育しているペットの飼い主は、漏れなく加入して下さい。

「飼い主の会」は、役割を次のように分担しながら、避難所運営委員会と連携してペットに係る対応を行っていきます。

●飼い主の会の役割(例)

※各班でそれぞれ班長及び副班長を選出し、避難所運営委員会等との連絡調整を行ってください。

※人数は避難所内の飼い主の数に応じて変動させてください。

役割名	推奨人数(名)	主な仕事内容
代表	1	飼い主の会全体の統括
副代表	2	代表の補佐
ルール統制班	4	トラブル対応 飼育ルール遵守の徹底
情報処理班	4	ペットの飼育に関する情報収集及び周知 避難所運営委員会との連絡・調整
物品管理班	4	ペットの飼育に関する物品の調達, 管理, 配付
健康衛生班	4	ペットの給餌/健康管理 飼育スペース等の清掃・消毒・消臭の徹底 ペットの排泄物処理
庶務班	3	新たなペット同行避難者の受付補助 負傷等によりペットの飼育が困難な飼い主の補助 散歩コース等の安全確認

(4) 衛生管理

ペットが使用したスペースについては、避難所の衛生状態を保つため、飼育中は臭いや汚れが拡がらぬよう適時、飼育を終える時はその際に、必ず清掃をしてください。





まとめ：飼い主の具体的な行動



平常時

- 避難生活に備えてペットのしつけを行う
- 避難先（在宅避難，知人宅，避難所等）を決めておく
- 避難用品の備蓄及び住まいの防災対策

災害時



手賀東小学校*：土砂災害警戒時のみ開設されます。

■平常時

(1) ペットの受入れスペースを決めておく。

施設管理者との協議の元、次のことに注意して飼育スペースを決めておきましょう
(屋内避難受入れ避難所は、既に決定済みです)。

注 意 点

- ・糞尿のにおいや、鳴き声などの騒音が避難者の生活スペースに届かないよう、避難者が生活する場所とペットの受入れ場所を分ける
- ・動物アレルギーの方への配慮として、避難者の動線と交わらないようにする
- ・屋内での収容が難しい場合は、直射日光や雨風を防ぐことが出来る屋外スペース(例：駐輪場、渡り廊下、地下駐車場、プール更衣室等)を探す
- ・ペットが逃げ出さないよう、飼い主にはできる限りケージでの管理を促す

(2) ペット用備蓄品の使い方を確認しておく

避難所を開設した場合に、市で備蓄しているペット用品(「資料2 ペット避難に係る備蓄一覧(P20)」参照)をどのように使うのか平常時から考えておきましょう。

(3) 避難所内での飼育ルール等を決める

資料編「資料1」を参考としたルールを決めておきましょう。



■災害時

(1) ペットの飼育スペースの設定

ア ペットの飼育スペースは、誰でもわかるように貼り紙や区画線などで明示して下さい。

イ 飼育スペースが屋内の場合は、床を汚さないようにブルーシートなどを敷いて下さい。また、屋外の場合は既存の建物（倉庫やプールの更衣室など）やテント等を活用することにより、直射日光や雨風を防ぐ工夫をしましょう。

ウ 事故防止のため、飼い主と避難所運営メンバー以外の立ち入りを禁止します。

エ やむを得ず、あらかじめ定められた飼育スペース以外の場所にペットの飼育場所を設ける場合は、次のような場所としましょう（施設管理者及び避難所運営委員会との協議必要）。

（ア）可能な限り人の居住スペースから離れた場所

（イ）一般の避難者と動線が交わらない場所（動物アレルギー対策として）

（ウ）直射日光や雨風をしのげる場所

（例：木陰やテント設置が可能なところ）

（エ）既存の建物等が活用できる場所

（例：屋根付き駐輪場、渡り廊下等）

注 意 点

・安全が確認されていない状態で、自宅に帰すことは二次被害に繋がる恐れがあります。飼い主があらためてペットの避難先を見つけるまでの一時期は、人命を最優先とした対応をとってください。

・ペットの保管場所については、自家用車などで避難してきた場合は、一時的に車内での飼育を検討してもらったり、避難所内で他の避難者が立ち入ることがない場所（倉庫等）を一時的に提供するなどの検討をして下さい。またその際は、ペットが逃げ出さないようケージに入れる、しっかり繫留する等の対策を必ず講じるよう飼い主に説明してください。

・避難所では、飼育するための環境が整っていないことや、ペットが他の避難者等へ危害を加えてしまう可能性があることから、飼い主とペットがより安全な避難先を見つけることや自宅等の安全が確認され次第、速やかに退所するよう説明しましょう。

(2) 避難生活中の対応

- ア 避難所内の掲示板などに、避難所におけるペットの飼育ルールを掲出し、一般の避難者に避難所内でペットを飼育していることを周知しましょう。また、ペット飼育に関する情報提供及び収集を積極的に行いましょう。
- イ 不足であれば飼育スペースの管理・清掃は、飼い主が責任を持って行うよう改めて促しましょう。
- ウ 避難所内で体調不良となったペットがいたら、動物愛護ふれあいセンターに相談してください。
- エ 協力を求めてもペットの飼育ルールを守らない又は、著しく他の避難者やペット等に危害を加える飼い主及び当該ペットには、速やかに避難所から退所するよう通告して下さい。





まとめ：施設管理者及び避難所運営委員会の具体の行動



平常時

- どの場所に飼育スペースを設けるか決めておく
- 避難所内の飼育ルールを決めておく

1

避難所開設・運営マニュアルの「施設被害状況報告書」を用いて、当該避難所の安全確認を行う

2

安全確認の結果、開設可能と判断したら、あらかじめ決めてある飼育スペースに、ルールの掲示や区画線の設定、ブルーシートの敷設等を行い、ペットを受け入れるための準備をする

※安全確認の結果、開設不可能と判断した場合は、上述した作業は行わず、避難所として使用できないよう処置する

3

受付でペット避難者に「避難所入所記録簿」を記入させ

- ①「避難者カード」
 - ②「ペット避難カード」
 - ③「避難所におけるペット飼育のルール」
- を配付する（記載は飼育スペース等で行ってもらう）

4

飼い主と同行してきたペットを飼育スペースに誘導する

※避難所開設直後などで対応人員が確保できない場合には、他の避難者と離れたところで待機してもらう

5

持参してきたケージ等にペットを収容し、見える場所に記入済みの「ペット避難カード」を掲出及び飼育ルールの徹底をするよう呼び掛ける

避難所の状況の変化に応じた避難をお願いします。（以下、避難行動例）

市立中学校
手賀東小学校*
(屋内避難可)

引き続き避難

近隣センター
(屋内避難可)

引き続き避難

※ペット避難の増加等の理由により
その場での避難が難しくなる場合

屋外避難が可能

YES

NO

他の避難へ屋内避難が
可能か確認し、案内する

その他の避難所（屋外避難可）

屋内避難希望

引き続き避難

引き続き、飼い主の会と連携し対応を行う

手賀東小学校*：土砂災害警戒時のみ開設されます。

災害時



資

料

編

資料 1

避難所におけるペット飼育のルール(例)

(□□□□ 避難所)

— お願い —

ペットの飼育、管理は飼い主が責任を持って行うこととしています。

以下のルールを守り、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方への配慮を心掛け、人間と動物が共存できる避難所づくりに協力して下さい。

※ 御協力いただけない場合は、退所をお願いすることがございます。

□□□□ 避難所運営委員会

1 飼育可能なペット

家庭で飼育している動物(野良犬、野良猫、販売業者が飼育する動物は含まない)のうち、犬や猫、ハムスターや小鳥などの「小型の哺乳類及び鳥類」に限ります。人に危害を加えるおそれのある危険な動物及びその動物との交配によって生まれた特定動物や特定外来生物及びこれらに類する動物は含みません。

2 飼育スペース

- あらかじめ決められているスペース以外でペットの飼育を行わないで下さい。
- 事故防止のため、ペットの飼育スペースには飼い主及び避難所運営委員会のメンバー以外は入れないで下さい。
- ペットは必ずケージ等に入れるか、リード等で所定の場所に繋ぎ止めてください。リード等でつなぐ場合には、ペット同士が接触しないように長さを調整して下さい。
- 鳴き声等対策として、可能であればペット同士の視線が合わないようケージを設置する又は、ケージを毛布等で覆いましょう。
- 飼育スペース、施設は清潔にし、必要に応じて消毒しましょう(特に毛や糞尿)。
- 糞尿やトイレシート・猫砂などは、ビニール袋に入れて硬く口を閉じてから所定の場所に廃棄して下さい。
- 散歩中に排泄させる場合には、避難所から離れた場所で排泄させ、排泄物は必ず、ビニール袋等で回収して下さい。
- 飼育スペースから人間の居住スペースに戻るときは、動物の毛や汚れなどを可能な限り除去しましょう。
- ケージに記入した「ペット避難カード」を張り、他のペットと混同しないようにしましょう。

3 ペットの飼育

- 給餌などの飼育は、全て飼い主が行って下さい。
- ペットフードなどの確保は飼い主自身で行って下さい。不足した場合には動物愛護ふれあいセンターに相談して下さい。
- ペットの放し飼いは、避難所のいかなる場所でも厳禁です。
- ペットをケージから出すときは、リードやハーネスを着用させ、逃げ出さないよう細心の注意を払って下さい。また、ペット同士のトラブルを防ぐため、同時に多数のペットを出さないよう飼い主同士で調整して下さい。

4 飼い主同士の協力

- 飼い主同士が協力し、役割分担を行いながらペットの飼育を行って下さい。
- 持病や負傷等により自分のペットの飼育ができない飼い主がいる場合には、他の飼い主で協力して当該ペットの飼育を行いましょう。
- 避難生活が長期化する(避難所開設から概ね3日が経過)場合には、避難所の飼い主で「飼い主の会」を発足させ、避難所運営委員会との連絡・調整、避難所内のトラブル解決、餌やペット用品の調達等を分担して行って下さい。
- 「飼い主の会」には、当該避難所で飼育するペットの飼い主は漏れなく加入して下さい。

5 他の避難者への配慮

避難所には、動物が嫌いな人や動物アレルギーの人もいることを理解し、他の避難者への配慮を常に心がけて下さい。

6 避難所からの退所

「避難所におけるペット飼育のルール」に記載してある内容を守らなかったり、飼い主又はそのペットが他の避難者やペット等に著しく危害を加えるような場合において、避難所運営委員会から退所するよう通告があった際は、速やかに当該避難所から退所して下さい。



資料 2**ペット避難カード**

避難者カード No

飼い主 について	氏名	フリガナ:
	緊急連絡先	
動物 について	名前	
	性別	
	動物種	
	品種	
	予防接種歴	
	持病	
	特記事項	

避難所内の飼育ルールに従うことに同意しています。

資料 3

ペット避難に係る備蓄一覧

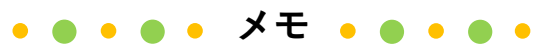
・令和5年度に配備予定の備蓄品

ケージ（大・中・小），ケージカバー 等 ※変更する可能性があります。

・令和5年4月現在，以下の備蓄品をクリアケースに収容し，ペット避難用として全避難所に配備しています。

【ペット避難に係る備蓄品一覧】

No	品目	数量	用途
1	ビニールシート	2枚	風雨除け，養生用
2	遮光ネット	2枚	日除け用
3	ビニールロープ	1個	応急係留，立入制限，シート掛け等
4	布ガムテープ	2個	ネーム，掲示物等
5	養生テープ（半透明）	3個	ネーム，掲示物等
6	セロテープ	1個	受付用文具
7	ボールペン（黒）	10本	受付用文具
8	マジックペン（黒）	2本	受付用文具
9	ネームペン（黒）	2本	受付用文具
10	事務用はさみ	1本	受付用文具
11	カッター	1本	受付用文具
12	再生紙（A4・500枚）	一締め	【避難所運営グッズと共用】
13	洗濯ばさみ	40個	シート，ネット留め等
14	チャック式ビニール袋	100枚	フードの支給用
15	使い捨て手袋（200枚）	1個	清掃用【避難所運営グッズを共用】
16	折りたたみバケツ	1個	清掃用
17	ちりとり	1個	清掃用
18	ペットボトル用霧吹き	2個	清掃用
19	雑巾	3枚	清掃用
20	ペーパータオル（200枚）	1個	清掃用【避難所運営グッズを共用】
21	紙深皿	60枚	応急食器（フード，水）
22	スプーン	10本	缶詰フード支給時の小分け用
23	塩素系漂白剤	1本	清掃，消毒用
24	ほうき	1本	清掃用
25	ビニール袋	—	ごみ・排泄物処理，寒さ対策用



発行：令和5年9月1日

柏市動物愛護ふれあいセンター

〒277-0924 千葉県柏市風早二丁目4番地3

TEL：04-7190-2828

柏市危機管理部防災安全課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL：04-7167-1115

監修：東葛地域獣医師会